

第十三回 参議院地方行政委員会會議録第一号

昭和二十七年一月三十日(水曜日)午前
十時五十九分開会

委員氏名

- 委員長 西郷吉之助君
- 理事 岩沢 忠恭君
- 理事 中田 吉雄君
- 理事 岩木 哲夫君
- 理事 石村 幸作君
- 理事 高橋進太郎君
- 理事 堀 末治君
- 理事 安井 謙君
- 理事 岡本 愛祐君
- 理事 鈴木 直人君
- 理事 小笠原二三男君
- 理事 相馬 助治君
- 理事 吉川末次郎君
- 理事 林屋龜次郎君
- 理事 石川 清一君

委員の異動

十二月十五日委員小笠原二三男君、吉川末次郎君及び鈴木直人君辞任につき、その補欠として若木勝蔵君、原虎一君及び川上嘉市君を議長において指名した。

十二月二十七日委員安井謙君辞任につき、その補欠として島津忠彦君を議長において指名した。

一月二十五日委員川上嘉市君辞任につき、その補欠として佐藤尚武君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 西郷吉之助君
- 理事 岩沢 忠恭君
- 委員 高橋進太郎君

國務大臣

岡野 清豪君

政府委員

木村 清司君

地方財政委員

萩田 保君

地方自治局長

鈴木 俊一君

地方自治庁政務次官

藤野 繁雄君

事務局側

常任委員 福永興一郎君

常任委員

会専門員 武井 群剛君

会専門員

会専門員 武井 群剛君

本日の會議に付した事件

○地方行政の改革に関する調査の件
(報告書に関する件)
(提出予定法律案に関する件)
(地方財政に関する件)

○委員長(西郷吉之助君) 只今より委員會を開会いたします。

先ず最初に調査未了報告書を提出しなければなりませんので、それをお諮りいたします。第十二回会終了後、調査の資料等を集めておりましたが、短期間でございまして、報告を完了いたしませんので、本規則第五十五條に基づきまして調査未了報告書を提出しなければなりません。その内容その他一切につきましては、委員長にお任

多数意見者署名

堀 末治 岩沢 忠恭 岡本 愛祐 原 虎一 石川 清一 若木 勝蔵 高橋進太郎

○委員長(西郷吉之助君) 本日は平衛

交付金とか、或いは本国会提出の予定法案等について説明を求めたいと存じますが、最初に只今鈴木次長がおられますから、自治庁において本国会に提出する法案の概略について説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) 本国会に提案

案予定の法律案につきましては、只今閣僚方面並びに政府部内の各機関と連絡協議中でありまして、まだ最終的な結論には到達していませんが、目下のところ提案を予定いたしております。法案は以下申上げるようなものでございまして、

第一は地方自治法の改正法律案であ

ります。これは地方行政の簡素化の趣旨に則りまして、現行地方自治制度の建前に触れない限度におきまして、可能な限りの行政の簡素化を図ろうとする内容のものでございまして、それから次に地方公務員法の一部改正の法律案でございまして、これも昨年国会を通過いたしました。施行後の一年足らずの経験に鑑みまして、若干手を加え

たほうが実際の運用が活潑に参ります。よきな点がございまして、講和條約の発効に伴いまして、若干規定上公務員の資格等につきまして、調整を加える必要がある点がございまして、それらの点の改正を内容としたいたします。それから第三は、公営企業法案でございまして、これは一昨年の国会におきまして、地方公務員法を御通過になりました際の国会の御意向に基きまして、公営企業法案を提案することになつておるわけでございまして、これを目下用意いたしております。その内容は、第一に地方公共団体が経営いたしております公営企業の組織の問題、第二に会計、経理の問題、第三に労働関係を含めました身分取扱の問題、このうち三点を内容とするものでございまして、第四は、単純労働に従事いたします地方公務員の特別法案でございまして、これも地方公務員法通過の際の国会の御意向に基くものであります。これは地方公務員法の適用上の特例を設けようとするものでございまして、それから第五は、町村職員恩給組合法案と仮に申しているものであります。これは現在町村の役場に勤務いたしております吏員につきましては、個々の町村におきまして恩給を支給するだけの対象がございまして、府県ごとに組合を作つて、町村吏員が退職いたしました場合の恩給支給の規則を設けておるのであります。この根拠が現在はまだ明確でございませ

ので、これに根拠を與えまして、町村職員の恩給制度を確立いたし、町村職員の福祉を増進いたしたいという趣旨のものであります。それから財政関係におきましては、第一に地方税法の問題であります。これに關しましては附加価値税を更に今年一ぱい延ばすという点につきましての地方税法の改正案を提案いたしたいと考えておるのであります。なお場合にございまして、若干これに附随いたした点を書き加えることになりはしないかと思つておりましたが、主として附加価値税の延期の内容の問題であります。それから地方財政平衡交付金法でございまして、これにつきましては、測定單位及び單位費用を法律化したことが法律上の義務になつておりますので、只今関係各省並びに大蔵省等と測定單位並びに單位費用の規定に關しまして協議中でございます。若しこの話がまとまりますならば、これを立法、法律化したいたしますところの案を用意いたしたいと考えております。それから地方財政法の一部改正法案であります。これは地方財政平衡交付金制度ができました際に、地方財政の國、地方公共団体の負担区分に關する規定を一応効力を停止して来ておるわけであります。いつまでもこのように恰好にしておきますことは不適当でございまして、一応現在の状態に基きまして、この規定を調整をいたしまして、実情に即するように、地方財政法と合わせるような恰好にいたしたいと考えておるのであります。

なお昭和二十三年の給與に關し、政府から地方団体に貸付金を貸付けておられるわけがありますが、この貸付金と地方分與特別会計の中に組入れられますべき過年度の税収入、国税の収入との相殺と申しますか、それに関しする規定を設けました法案を提案をいたしたいと考えております。要するに政府の貸付金の返還債務を免除いたすという内容をとするものであります。

更に極く細かい点で鹿児島県の大島郡の十島村というのが、七つの島だけが従来日本の行政権から分離されておつたのであります。これが先般復歸して参りましたので、この善後措置につきましてポツダム政令を出しておりましたが、これに代えて法制的な基礎をこれに與えたい、そのための簡単な法案を提案いたしたいと考えております。

それで、終戦後の地方制度の改革に對しまして、いろいろの時期に行政なり財政なり、或いは税制なり、或いは公務員制度というものがばらばらに改革が時期を異にして行われて来ましたが、重要な関係がございまして、地方制度全体として必ずしも調和を保つていないような点がございまして、それら全体に對しまして今一度再検討をして頂く、こういう意味で各界の衆智を集めまして協議をして頂くための地方制度調査会というものを設けたい、そのための法案を提出いたしたい、かように考えております。

○委員長(西郷吉之助君) 只今の説明に御質問はございせんか。
○堀末治君 今の御説明で大体出る法案はわかりました。それでいつ頃までにお揃いになるような見込みですか。
○政府委員(鈴木俊一君) 目下鋭意準備中でございますが、来月の中旬くらいには一つできるだけこれらの法案を提案するようにいたしたい。併しなから関係方面との折衝のありますもの等に関しましては、やはりそれよりも時期が遅れることになるのはどうも止むを得ないと考えております。できるだけ遅くも二月一ぱいには出せるように努力いたしたいと考えております。
○委員長(西郷吉之助君) 委員長よりお願いをいたしておきますが、岡野閣務大臣に申上げますが、今提出の法案の概略の説明を聞きましたが、最後決定以前におきまして、大体の輪郭がきまりましたから、資料として委員会へ提出して頂きたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) それでは次に地財委から二十六年年度平衡交付金並びに起債等につきましては、大体一般平衡交付金は配付額が決定してあると思ひますので、そういう点につきまして、できるだけ詳細に説明して頂きたいと思ひます。なおその際、申添えませんが、前々国会から二十六年年度の平衡交付金の配付が果に傾き過ぎたのではないかと、そういう点は前国会においても各委員より是非を是正しろというふうな意見が出、この委員会では強くそれを要望しておいたのですが、果してその後におきまして、地財委は

○委員長(西郷吉之助君) その以前の基準額でも書いた数字はないのですか、そういうものを御説明なさる際に何らか資料を以てなさると、数字で示すから由に全部覚えていくわけには行かないのです。何か資料はないのですか、以前のものでも……
○政府委員(木村清司君) まだ数字はガリ版が整つておりませんので、至急に本日中にでもお届けすることにいたします。
○委員長(西郷吉之助君) 起債等はどうか。
○岡本愛祐君 各委員から質問をさせて頂きたいと思ひます。
○委員長(西郷吉之助君) お願いいたします。
○岡本愛祐君 只今地方財政平衡交付金法による一般平衡交付金、特別平衡交付金の額が昨日の委員会において大体決定したというふうなお話でありましたが、一般平衡交付金につきましては、もうすでに仮決定でなく本決定が各府県に通知してあるのじやないかと思ひますが、その点は如何でしょうか。

○政府委員(木村清司君) 一応の仮計算ですが、本決定の計算のものは府県に計算さしておりますから、当然に各府県にはわかつておるわけでありませぬ。
○岡本愛祐君 各府県にわかつておるといたしますと、もうずつと前に地方財政委員会のほうで各府県割のやつがわかつていなければならぬのです。昨日決定したというのは何を決定したのでですか。
○政府委員(木村清司君) 数字を各府県に計算させまして、それを委員会として確認をしたわけでありませぬ。府県、市町村に亘りまして……
○岡本愛祐君 そこで何うのですか、府県のほうから我々のほうへ申出て来ておりますには、やはり本決定、これは各府県で示したものでありませぬが、それが二十五年と二十六年と比べて見ると非常に減つておる。これは地方財政委員会の野村委員長が言明なすつたのと違つて来ておる。例をとりまして、京都府の興譲郡という郡があります。そこではやはり最大五七%、平均一八%、二十五年と二十六年と比べると二十六年のほうが減つておる。これは甚だ遺憾だということ言つて来ておるのです。速記録を調べて見ますと、第十二国会当委員会におきまして私から質問をいたしまして、それに対して十月三十日です。野村委員長からこういふふうにはつきりお答えになつておるのです。二十億の交付未済額があり、更に百億の増額に決定するか、或いは二百億の増額に決定するか、いずれか存じませぬけれども、とにかく今度は千億の上に加つた九百億又二百億を以てすべて公平に、適正に配分いたしたいと、かように考えておられます。過日も全園町村長会においてもこの点はよく御説明申上げて御了解を得ることに努めたのであります。私も、私どもはここまでもその方針で是正して行きたいと考えておられます。さう言われ、又ここに見えておる秋田政府委員からも、「今度の補正予算が成立しまして、仮に百億通りますれば、そのうちの九十億というものと、この三十四億六千万円というものを足しました額を入れたい、一般交付金の本決定をいたしたい

と思います。従いましてその際におきましては、大体町村等におきましても去年の額程度は確保ができるかと考えております。「こういうふうな答弁をせられ、我々もその努力を期待いたしまして、そろそろのおお少少は二十六年のほうをよよく見てやるようにして欲しい」という希望まで添えておいたのであります。今度の本決定によりまして、依然として平均一八%も減るようなことができないというふうなことはどういふことであらうか、その点を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(木村清司君) 本決定の際には仮決定の際より相当に町村に行くように規則を変えて決定したのであります。従いまして、相当仮決定の際よりも御期待に添うような繰に近くなつたと思ひますが、県によりましては必ずしも、或いは町村、例えば山村のほうとか或いは合併町村とかいふようなものにあつては必ずしも御期待に添つたようにならん県が出て来るのであります。従いまして、その県につきましても特別平衡交付金で以てその点を善処して行きたいと考えております。特別平衡交付金は来月の中旬までには決定し、目下資料を収集しておりますが、御趣旨の点は特別交付金によつて善処したいと考えております。

○岡本愛結君 重ねて伺いますが、その特別平衡交付金を以てする分は合併町村の場合、これは十一月の五日に野村委員長が、やはり私の質問に対してお答えがありました。この不足分を何とかして特別平衡交付金においても考慮しなければならぬか、かように考えておる、十分是正して公平なる配分を図りたいと考えておる、と

御答弁で、又そういうふうな進行しておるようでありませんが、一般の町村において、合併しない町村においても今みだいな不足分ができれば特別平衡交付金で善処をする、こういう意味でありますか、お尋ねしておきます。

○政府委員(木村清司君) 一般につきましても、例えば警察がなくなつたとか、或いは生活保護法の費用がなくなつたというふうな当然の減のものもあり、或いは考え方によりまして、去年のものが不足のやり方が少し行き過ぎておつたというふうな点も考えられる、まあ年々改善する立場から申しますと、そういうことも考えられるというわけで、その辺は公平にやつて行きますが、昨年のものとしての激減緩和というふうなことにつきましては、できる限り野村委員長から申上げたようなことに善処したい、一般町村について又いろいろとやりたいと思つております。

○岡本愛結君 そうしますと、こういう御意向でしようか。一般町村、合併をしない一般町村についても二十六年の算定した平衡交付金の額が、二十五年のそれと違つておるものは、特別平衡交付金でそれを埋めるように考へて行く、こういうお考えでしようか。

○政府委員(木村清司君) その税収入の、例えば事業税、或いは法人税割が入るといふような所だとすね、そういうものにつきましては、昨年は法人税割が少かつたが、今年が多いといふようなものにつきましては、当然平衡交付金で見ると筋合のものではないと思ふ。ただ測定の方法、基準等が昨年より我々から見ますと合理化した点でありまして、その点において合理化されたが、測定方法の変更によつて財政需要の見方が少な過ぎるというふうな点につきましては、十分見て行きたい、こう考へております。

○岡本愛結君 その自治体警察をやめたからその費用がなくなつた、生活保護法の改正によつてそれだけ二十五年は要つておるものが二十六年は要らない、そういうものは減らすということとは、これはよくわかります。これは当然だと思ひますが、又その税収が非常に多くなつたということはそれも又わかりません。併しそうでなくて、算定の基礎において、二十五年の方法と違ふ方法をとつたから二十六年は減るんだというところはすね、これは二十六年の改正以前にそういうふうなきめられて、二十六年の予算の編成をするに當つてそういうふうな心組で編成をし、又二十六年におきましてもそういう心組で予算の執行をして来たということならそれでいいのです。ところが二十六年のほう半ばを過ぎてからそういう方針をとられるということになると、市町村は非常に困るので、これは何か見えてやらないと、もうすでに半年以上も使つてしまつていく金ですから、今更どうしようもない。だからこの点はその算定方法が変つたというところは二十七年からにしてもらつて、二十六年についてはその点を見てもらいたい、こういうふうな思ひますが、どうお考えになりますか。

○政府委員(木村清司君) 御趣旨のような場合につきましては、特別平衡交付金でよくその他の均衡も考えまされ、善処したいとこう考へております。

○委員(雨宮之助君) 他に御質問ございませんか。

○岡本愛結君 じやもう一つ、市のほうは割が非常によくなつた。たしか仮決定におきまして、今しつかりした数字は忘れましたけれども、すでに九億円でしたか増加しておる。今度の本決定でも恐らくもつと増加しておるのじやないかと思ひます。それから非常に多くなつたのは、先ほど委員長から指摘されましたように府県の分なんですね、これは確か仮決定では四十億か増えている。その結果町村分を五十七億減らされた、こういうのがまあ非常に不平の基だつたのです。そこでまあ府県の財政窮乏というふうなことはしばしば声を大きくして言われ、又たつた四十億府県でありましたから、連絡もよくとれて政府に陳情も徹底する。町村のほうは一萬なんぼあつてなかなか連絡もとりがたいし、町村会のほうで一生懸命やつておられるけれども勢いが弱い。従いまして町村の犠牲にいろいろふうなまあ誤解かも知れませんが、そういうことを町村においては非常に思つておる。この府県のほうはますます増えるといふことはどうもそこに納得ができないところがあるので、どういふわけだつたのか、その点をもつとよく町村も市も納得ができるように御説明ができないんでしようか。

○政府委員(木村清司君) 市町村は固定資産税と住民税という極めてまあ或る程度安定もある確実な財源があり、又住民税のうちには法人税割とい

おいて国が全部の資金需要というものは、又資金の供給に對して或る程度の統制をしなければ日本が経済から破滅に陥ると、こういうことから資金の供給も限定しなげやならん、又地方の経済界におきましてもどんな公債、又どんな資金にも応じ得るだけの資力はなかつたと、いろ／＼なかつたの事情からよりまして、地方公共団体の資金は国家資金でやると、そうして預金部資金を以てこれに當てる、そうして枠をきめて、そうしてインフレーション化を防ぐ、こういう立場から実は過去二、三年の間地方公共団体の起債というものが預金部資金に限られておつたわけでございます。併しながらも獨立も間近になつて来ますし、経済界の情勢もだんだんと二十三年頃の情勢とは打つて變つたようなことになつておりますのでございませうから、そろ／＼経済の常道に還つていざらうということが我々の考えでございまして、私は地方財政が常に苦んでおる、それは平衡交付金もありましようが、起債の枠が非常に少いということ、地方が活動を制限されておるといふ意味から行きまして、来年度あたりからは交付金を發行するということがよきはないか、こういう考えを持つておられて、その方面に実は努力しておるわけでございます。

○委員(西郷吉之助君) その他に御質疑ございませんか。
○岡本健祐君 私ばかり質問しておるようですが、今頂いた資料について、かねて不審に思つておることを自治庁の長官及び地方財政委員会の委員から御説明を願ひたいと思ひます。それは大阪市、京都市、名古屋、横浜市、及び神戸市との五大都市におきまして、まあここに資料を頂いて見ますと、二十六年年度の決算見込額調で、歳入よりも歳出がうんと多いので赤字を出しておる。これは私ども地方税法案を審議いたしましたときに、大阪や京都なんかこそこの地方税法案によつて恵まれる市だ、先ほど木村委員からもおつしやりましたように、安定した固定資産税、それから市町村民税、これが大幅に入つて来るのだから非常に恵まれるというふうに考えておりました。

又そういう市に對して資料を地方行政委員会でとりましたときにも、確かに恵まれておるような概算が出ておりました。ところがこういうふうな大幅な歳出が多くて歳入が少い、赤字が出る。で大阪も京都市も財政の破綻だと言つて騒いでおるのだが、どういふところにその原因があるか、どういふ見込違ひがあるか、なぜ歳出が多いか、そこらについて私はこの表では納得がでないのですが、もう少し精細にこれを御説明願ひたい、どういふわけか……。

○政府委員(木村清司君) 大都市の大阪府は最もその筆頭であります。赤字につきましましては、原因がいろいろと思つておる。給與ベースが割高であるということも理由でありましよう。或いはそれが割高であることも知れませんが、一般の公務員に、或いは一般の地方市町村の吏員に比べても、大都市、特に大阪等においては高過ぎる、高いということも一つの大きな原因であると思ひます。又税制の建前から見ますと、市町村全般としては極めていい税制にしてもらつたといふことは私が申し上げた通りでありますけれども、大都市として非常に景気の上昇と共に躍進する税が或いは欠けていられると言へる。割合に安定した税である代りに躍進性が少い。遊興飲食税、入場税、或いは事業税といふものは景気の上昇と共に非常に躍進する税金なんです。都市に集中しておるから、六大都市における税収入は非常に増進しているけれども、都市自身には、都市の財政収入にはそれほど躍進がない。そうすると、従来大都市の財政というものは相當躍進する税も併せ持つてゐるから、その躍進というふうなことで恐らくこういうこともあると思ひます。つまり税制改正は必ずしも大都市には有利でない、一般市町村としては一番いい税金をもらつたのでありますけれども、大都市としては遊興飲食税がなくなつてしまふ、その代り大阪府というものは非常に税金が殖えて来た、或いは名古屋でも愛知県は非常に税収入が殖えて来た、平衡交付金が非常に少くて済むようになつて、こういうことが起きて来る、そういう原因もあると思つておる。まあ客観的に極く冷静に考えれば歳出の面においてもあり、或いはそういう従来からの情性から見まして躍進性の税でないというものもある。或いは公共事業費等の負担すべき事業が相當多い、それに必ずしも見合つただけの起債は與へられていないといふような、或いは原因が重なり合つてそういう不景気が起きた、こう考えられます。

○岡本健祐君 まあ京都市の例にとつて見ますと、京都市はこういうふうな赤字が大分大きい、京都市のほうも計算上は平衡交付金が少くてもほかの事業税とか、遊興飲食税とか、入場税とかが多くなる見込みだといふのです。私はとてもそんなことじゃない。非常に財政が窮乏である、まあ二十五年度はたしか六億ほど平衡交付金をもらつたのですが、それではとても足りないで、十二、三億の平衡交付金が必要だと言つてゐる。而も町村のほうは前年度より減らされるというふうになつて来る、私はわけがわからないので、どういふことになるか……つまり京都市も赤字である。京都市のほうもこれはもうとてもそんな計算上のことじゃ行かないのです。町村のほうは減らされる、こうなつて来るわけがわからないのです。どこにその欠陥があるか、非常におかしいのです。それからどうも私矛盾を感じます。これは、そういうふうに府県のほうは躍進性の税がある、だから府県のほうは割合に割りがよさそうでおつて、これは農業の多い府県があるからかも知れませんが、それでは足りないもので、うんと殖やしてやれといふふうになつて来る、何かそこに矛盾が生じて来やしないか、これはどう思ひますか。
○政府委員(木村清司君) 京都は、どうもいろ／＼いゆる躍進性が、どちらも京都自身の特有の事情から行きまして、他の例をば東京、東京もそうですが、大阪とか、名古屋とか、或いは兵庫、神戸といふふうな都市のようになつて、非常に欠けておる。ですから京都市は私が先ほど申し上げたような例には入らないと思つておる。それとも一つは、結局私どもが昨年申し上げたように平衡交付金も増えなげやならん、或いは今年度に統一して起債も増えなげやならんという意見書を出しておきました通り、まあ大体それよりも超えておりましたけれども、少くとも足らんとするところにつきましては、或る程度私どもとしては相當の理由があるんじゃないかと、こういうふうに考えておりました。

○岡本健祐君 今度は岡野國務大臣にお尋ねしますが、今のような事情で大阪市や京都市が特別市をやりたい、なぜならばもう税も困難なことになつてとてもたまらん。だから躍進性のある

税収を取るために特別市になる。まあ
こういふので随分運動が激しくなつて
来ておるようでありますが、岡野國務
大臣も大阪市の選出でありますから、
いづれ關心を持つておられると思いま
すが、どうしたらいいとお考えになつ
ているか、まあ個人としてでなくて、
自治庁長官としていろいろ御研究にな
つておられますが、そのお考え、御
意見を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清濤君) お答え申上
げますが、特別市になるのは、財政
が困るから特別市になりたいと、こ
ういふような考えでおられることは、私
はこれは邪道だと思つております。特
別市というものは自治法においても書い
てあります通りに、特別にほかの市町
村よりは特殊の存在があつて、そうし
て特別の行政をして行かなければ市の
発展、又国の発展にもならぬといふ意
味でできていたのであらうと、こゝ私
は考へる。併しこの特別市の問題は只今
非常な自然的と申しますか、その市並
びにその市を含むところの府県とい
うものと相対立しまして、非常な私とし
ましてはむしろ醜い宣伝戦をやつてお
るようにも見受けられますので、今回
は特別市に対する私の態度は、自治庁
長官としては慎重を極めて只今申上げ
かねますけれども、併しこれに対して
は適當なる調整を図らねばならぬと思
ひまして、より／＼自治庁内部におき
ましてこれに対する検討を加えておる
次第でございます。

○委員(西郷吉之助君) ほかに御質
問ございませんか。……それでは十二
時前になりましたので、今日はこの程
度にいたしたいと思ひますが、平衡交
付金その他の説明の資料を十分整えて

もらいますために、明日は一応やめま
して、明後日、一日の午前十時から開
会いたしまして、平衡交付金その他に
ついての説明を求めたいと思ひます。
では本日はこれにて散会いたしま
す。

午前十一時五十四分散会

十二月十四日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。

一、ボツダム宣言の受諾に伴い発す
る命令に関する件に基く全選選挙
管理委員会関係諸命令の廃止に関
する法律案

一、ボツダム宣言の受諾に伴い発す
る命令に関する件に基く警察関係
命令の措置に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く全選選挙管
理委員会関係諸命令の廃止に関す
る法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発す
る命令に関する件に基く全選選
挙管理委員会関係諸命令の廃止
に関する法律

左に掲げる命令は、廃止する。
政治犯入等の資格回復に関する件
に基く衆議院議員選挙人名簿の特例
に関する件(昭和二十年勅令第七百
三十一号)

衆議院議員選挙人名簿の特例に関
する件(昭和二十一年内務省令第二
十三号)
公選による候補者の届出又は推薦
届出の期限の特例に関する件(昭和
二十二年内務省令第二十五号)
附則
この法律は、日本国との平和條約

の最初の効力発生の日から施行す
る。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に関する件に基く警察関係命
令の措置に関する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発す
る命令に関する件に基く警察関
係命令の措置に関する法律

銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十
五年政令第三百三十四号)は、日
本国との平和條約の最初の効力発生
の日以後も、法律としての効力を有
するものとする。

附則

この法律は、日本国との平和條約
の最初の効力発生の日から施行す
る。

十二月二十二日日本委員会に左の事件を
付託された。

一、平衡交付金増額に関する請願
(第三六号)

一、地方財政確立に関する請願(第
三七号)

一、地方議会制度改革反対に関する
請願(第三八号)

一、狩猟者税を目的税とするの請願
(第四四号)

一、営業用トラックの自動車税軽減
に関する請願(第四五号)(六一号)

一、自動車税軽減等に関する請願
(第六二号)(第一五五号)

一、公職選挙法中一部改正に関する
請願(第七二号)

一、地方公共団体企業に対する優先
免許の請願(第一二二号)

一、地方自治法第七十五條第一項改
正に関する請願(第一二二号)

一、入場税および遊園飲食税の市町
村移管に関する請願(第一三三号)

一、消防水利施設費国庫補助増額等
に関する請願(第一四〇号)

一、地方税制改正に関する陳情(第
七号)

一、事業税の課税標準等に関する陳
情(第二六号)

一、小村に対する平衡交付金増額の
陳情(第三四号)

一、平衡交付金増額に関する陳情
(第三六号)

一、地方税制改革に関する陳情(第
四四号)

一、特別市制反対に関する陳情(第
四五号)

第三六号 昭和二十六年十二月十一
日受理

平衡交付金増額に関する請願
請願者 東京都港区芝公園第四
号地全日本中学校長会
内 野口彰

紹介議員 松原 一彦君
地方自治の健全なる推進と文化日本建
設の基礎となる教育振興の基本的條件
は、平衡交付金の如何によるところが
大きい。しかるに現在の補正予算に盛
られてはいる平衡交付金は地方行政に破
たんをきたすほど僅少な額であるか
ら、地方財政の強化、教育財政の確立
のために平衡交付金を増額せられたい
との請願。

第三七号 昭和二十六年十二月十一
日受理
地方財政確立に関する請願

請願者 北海道札幌市議会議
長 斎藤忠雄

紹介議員 東 隆君
窮乏している地方財政確立のため(一)
地方財政平衡交付金を地方的特殊性を
勘案し増額すること、(二)地方債発行
許可のわくを拡張し、認可の時間を地
方自治団体の事業のすい行とにらめ合
せて繰り上げること、(三)地方税制度
の改革においては、北海道都市財政協
議会の方針によること、(四)地方公務
員の給与改善ができるよう財源措置を
講ずること等の実現を図られたいとの
請願。

第三八号 昭和二十六年十二月十一
日受理

地方議会制度改革反対に関する請願
請願者 北海道札幌市議会議
長 斎藤忠雄

紹介議員 東 隆君
最近の地方行政に関する地方行政調査
委員会報告、政令諮問委員会の答
申等によれば、議会の議員を名譽職と
し、その定数を大幅に削減し、さらに
常任委員会を廃止し、参事会制度の復
活も期待する意向が極めて強いよう
であり、政府もこの趣旨の地方自治法改
正案を近く国会に提出する由である
が、かかることが実施されることはよ
うやく生長しつづめる地方自治の民主
化に逆行するものであるから、絶対に
反対であるとの請願。

第四四号 昭和二十六年十二月十一
日受理

請願者 東京都千代田区九段三
ノ二社団法人大日本狐
友会会長 徳川義親外
一名

狩猟者税を目的税とする請願

請願者 東京都千代田区九段三
ノ二社団法人大日本狐
友会会長 徳川義親外
一名

狩猟者税を目的税とする請願

請願者 東京都千代田区九段三
ノ二社団法人大日本狐
友会会長 徳川義親外
一名

狩猟者税を目的税とする請願

請願者 東京都千代田区九段三
ノ二社団法人大日本狐
友会会長 徳川義親外
一名

狩猟者税を目的税とする請願

紹介議員 石原幹市郎君

現行狩猟者税は、高額にすぎるため一般狩猟者はその負担にたえかねて毎年減少の傾向にあり、これに反して密猟者が増加したため、鳥獣資源は急激に減少し、各種害虫の発生はほいままにしている現状であるから、現行狩猟者税を二千四百円以下の目的税とせられたいとの請願。

第四五号 昭和二十六年十二月十一日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 新潟県三條市田島二八中越運送株式会社専務取締役 石月三郎

紹介議員 北村 一男君

トラック事業者は、戦前戦後を問わず、トラック輸送を通じて一般産業の復興、進展および民生安定に多大の貢献をなしてきた。しかしてトラック事業は従来より公共的の事業として、運賃および料金は物価統制令の適用を受け、政策的交付を受けてきたが、昭和二十三年以降は補助金制度が廃止されて、トラック事業者は一方的犠牲を余儀なくされ負担力の限界に達しているから、公益性を有する営業用トラックに対する自動車税を軽減せられたいとの請願。

第六一号 昭和二十六年十二月十二日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 和歌山市美園町五ノ五業協同組合連合会会長 藤田照清

紹介議員 永井純一郎君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第六二号 昭和二十六年十二月十二日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 愛知県刈谷市大字刈谷字八丁大興運輸株式会社 社取締役社長 藤井清七

紹介議員 竹中 七郎君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一五五号 昭和二十六年十二月十四日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 静岡県清水市入船町三ノ四鈴與自動車運送株式会社社取締役社長 鈴木要二外二名

紹介議員 長島 銀藏君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第六三号 昭和二十六年十二月十二日受理

自動車税軽減等に関する請願

請願者 佐賀市上戸町六二佐賀県自動車組合 内 古賀建達

紹介議員 深川榮左エ門君

自動車に対する地方税の引き上げおよび自家用自動車と営業用自動車との間に差別課税が考慮されていることであるが、自家用も営業用も輸送用具としての経済上の地位は全く同じであるのに、自家用なるが故に、しやし視され、

営業用とその税額を差別されることには不合理である。またタイヤ、燃料、車両部分品、修理費等は他の物品に比し、いちじるしい上昇を示し、自家用自動車使用者の負担能力は極限に達しているから、現行法通り継続せられるとともに、自家用、営業用の差別課税はトラック、自動車ともに撤廃せられたいとの請願。

第一一〇号 昭和二十六年十二月十二日受理

自動車税軽減等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常盤町五ノ三一埼玉県自家用自動車組合内 宮沢政吉

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一三九号 昭和二十六年十二月十三日受理

自動車税軽減等に関する請願

請願者 東京都中央区京橋一ノ五全国自家用自動車組合連合会内 満尾亮君

紹介議員 相馬 助治君 林屋龜次郎君 鈴木 直人君 西郷吉之助君 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一四五号 昭和二十六年十二月十三日受理

自動車税軽減等に関する請願

請願者 静岡県呉服町二ノ八静岡県自家用自動車組合連合会内 岩内儀作外二十九名

紹介議員 平岡 市三君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一五六号 昭和二十六年十二月十四日受理

自動車税軽減等に関する請願

請願者 神奈川県横浜市中央区日出町二ノ一三〇神奈川県自家用自動車組合内 金子吉蔵

紹介議員 石村 幸作君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一五七号 昭和二十六年十二月十四日受理

自動車税軽減等に関する請願

請願者 石川県金沢市古道三石川県自家用自動車組合内 大島新一

紹介議員 中川 幸平君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第一八〇号 昭和二十六年十二月十五日受理

自動車税軽減等に関する請願

請願者 秋田市上中城町三秋田県自家用自動車組合内 辻兵太郎

紹介議員 鈴木 安孝君

この請願の趣旨は、第六三号と同じである。

第七二号 昭和二十六年十二月十二日受理

公職選挙法中一部改正に関する請願

請願者 栃木県足利市大沼田町六二二国立足利療養所内 小林秀夫外二百七十三名

紹介議員 岩崎正三郎君 岡田 宗司君

今国会に提出を予定されている衆議院議員選挙制度改正案によれば在宅患者の不在投票制を禁止したり、あるいは不在投票に要する複雑な手続により実質的にはなほだしく選挙権の行使を阻害しているから、(一)入院患者の住所は入院中の場所にあるものとして自由な選挙を認め、(二)在宅患者の不在投票を認めること等、すみやかに是正を認められたいとの請願。

第一一一号 昭和二十六年十二月十二日受理

地方公共団体企業に対する優先免許の請願

請願者 静岡市議会議長 広瀬 修造

紹介議員 杉山 昌作君

地方公共団体の企業は、公共の福祉のため経営されるものであつて、利潤第一主義の一般私企業と本質的に異なるものであるから、自動車運送事業、電気ガス事業等の許可に際しては、公共団体の企業を優先して免許するいは認可、許可するより関係法および行政方針を改正せられたいとの請願。

第一一二号 昭和二十六年十二月十二日受理

地方自治法第七十五條第一項改正に関する請願

請願者 静岡市議会議長 広瀬 修造

紹介議員 杉山 昌作君

地方自治制度の改正によつて、直接請求制度が採用されたが、これが運用の実際面においては、住民の理解不足ま

たは欠如により、感情問題あるいは政治的闘争の発生が見受けられ、無用の混乱と磨擦を生じているから、これを防止するため、地方自治法第七十五條第一項中、その總数の五十分の一以上を「その總数の三分の一以上」と改正せられたいとの請願。

第一二二号 昭和二十六年十二月十二日受理
入場税および遊興飲食税の市町村移管に関する請願

請願者 静岡市議會議長 広瀬 修造

紹介議員 杉山 昌作君

昭和二十五年の税法改正によつて、入場税および遊興飲食税が府県の普通税となつたが、警察法の改正に伴い、自治警察の定員が増加の傾向にあり、警察費の補助としての平衡交付金は財政需要によつて左右されるから、入場税および遊興飲食税を従前の通り市町村に移管せられたいとの請願。

第一四〇号 昭和二十六年十二月十二日受理
消防水利施設費国庫補助増額等に関する請願

請願者 山形県庁民生部消防課 内山形県消防協会内 高橋熊次郎

紹介議員 西郷吉之助君

最近の火災発生状況は、大都市に限らず、中小都市農村に大火が発生している現状であるが、国家補助の対象は、農村消防を軽視する傾向にあるから、(一)消防水利施設に対する補助対象の拡張増額、(二)消防施設に対する起債の増額、(三)非常勤消防団員の災害補償制度の財政的裏付として、平

衡交付金の増額、(四)警察協力に対する災害補償の措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第七号 昭和二十六年十二月十日受理
地方税制改正に関する陳情

陳情者 宮城県知事 佐々木家壽 治外七名

今次地方税制改正に關して「税に關する懇談会」の中間決定を中心として、政府において立案を進めているが、その内容を検討すると東北七県北海道にあつては、改正の趣旨に逆行する結果を招来するから(一)改正案により試算すれば多額の減収が予想されるから財源補充の方途を講ぜられること、(二)課税標準を国の調査額によることは、地方税の自主性、弾力性を失うから改められること、(三)たばこ専売益金、酒税の一部を還付税として創設することを予定しているが、これは独立財源附與の立場から府県の普通税として創設すること、(四)納税の普通化を図る意味において、府県住民の負担分を基本とする住民税等の創設を追加すること等の点について善処せられたいとの陳情。

第二六号 昭和二十六年十二月十一日受理
事業税の課税標準等に関する陳情

陳情者 京都市中京区烏丸通夷川 上京都商工会議所会 頭 中野種一郎

政府は、昨年来再度にわたる地方税の改正を行い、さらに合理的調整を企図し、懸案の附加価値税延期の代案として、従来の所得のほかに新に売上金額を課税標準として併用する由である

が、これが実施は諸物価の高騰を招くことが必要であるから、従来通り課税標準を所得一本とすること、現行十二パーセントの税率を八パーセントに引き下げることを、個人企業の所得に十パーセントの基礎控除を認めること等事業税の改正を図られたいとの陳情。

第三四号 昭和二十六年十二月十二日受理
小村に対する平衡交付金増額の陳情

陳情者 岐阜県吉城郡坂下村長 荒川昌訓外三十六名

昭和二十六年年度の平衡交付金仮決定による小村に対する減額は、昨年度に比し大幅の減額を見、ことに小村にあつては更に篤くべき減少を示し、年度中半にして村財政は破たんを招くこととなり、地方財政の平衡交付金法の目的を完全に失ひ、村財政を困窮に陥れかつ計画的運営を根柢よりくつがえすものであるから、仮決定額を是正し平衡交付金の大幅増額を図られたいとの陳情。

第三六号 昭和二十六年十二月十三日受理
平衡交付金増額に関する陳情

陳情者 山形市旅籠町三七四山形 県町村会内 松本長兵衛

近時地方財政特に町村財政は、諸物価の高騰、地方公務員給與ペースの改正、六・三制の整備等のため窮乏の極に達している。加うるに先般の昭和二十六年年度地方財政平衡交付金の仮決定は、山形県については昨年度に比し約二億円の減となつてゐる。かくては町村の行政の運営を停止させ、その存立を危くするものであるから、本決定に際しては本県の現状にそつよう増額改訂せられたいとの陳情。

第四四号 昭和二十六年十二月十四日受理
地方税制改革に関する陳情

陳情者 大阪市議會議長 田村敬太郎外四名

自治の振興と民主政治の推進を期して実施された地方税制の改革により、地方三大税のうち市町村民税、固定資産税の両税が市町村税となつたが、五大都市においては、その行政的、財政的、特殊性的のため、依然として増収の増加とならず、大都市財政を窮迫に陥れてゐるから、(一)酒およびたばこの販売価格の一割程度消費税として大都市に新設すること、(二)その都市の施設に關連する入場税および遊興飲食税の金額を大都市に移讓すること等大都市財政窮迫の打開策を講ぜられたいとの陳情。

第四五号 昭和二十六年十二月十四日受理
特別市制反対に関する陳情

陳情者 大阪府北河内郡四條村 長 赤崎万次郎外十九名

目下五大都市においては、特別市実現の猛烈な運動が展開されているが、これは大都市だけの利益を図り、その地方の地理的、社会的、経済的、文化的実情を無視するものであるばかりでなく、社会連帯の理念に反し、政治の根本的原理にもとり、地方自治の本旨を没却するものであるから、特別市制実現に絶対反対であるとの陳情。

第一九六号 昭和二十六年十二月十七日受理
地方税法中一部改正等に関する請願

請願者 岡山県庁内社団法人岡 山県中小企業連盟会 長 小林一雄外一名

一、地方税法中一部改正等に関する請願(第一九六号)
一、自動車税軽減等に関する請願(第一九七号)
一、平衡交付金増額等に関する陳情(第五三三号)(第六五五号)(第七七七号)(第一三三三号)
一、特別市制反対に関する陳情(第七五五号)
一、自動車税軽減等に関する陳情(第七六六号)(第八四四号)
一、入場税等を市町村に移讓するの陳情(第二三四号)
一、公営電気事業の起債額を拡大に關する陳情(第一四四号)

一、地方税法中一部改正等に関する請願(第一九六号)
一、自動車税軽減等に関する請願(第一九七号)
一、平衡交付金増額等に関する陳情(第五三三号)(第六五五号)(第七七七号)(第一三三三号)
一、特別市制反対に関する陳情(第七五五号)
一、自動車税軽減等に関する陳情(第七六六号)(第八四四号)
一、入場税等を市町村に移讓するの陳情(第二三四号)
一、公営電気事業の起債額を拡大に關する陳情(第一四四号)

第一九六号 昭和二十六年十二月十七日受理
地方税法中一部改正等に関する請願

請願者 岡山県庁内社団法人岡 山県中小企業連盟会 長 小林一雄外一名

消防団の機能を完全に發揮するため、(一)各種消防施設に対する国庫補助を大幅に増額すること、(二)消防費に対する平衡交付金を増額すること、(三)消防施設に対する起債を増額すること等と、(四)消防の機構強化を図ること等の実現について善処せられたいとの請願。

第一九六号 昭和二十六年十二月十七日受理
地方税法中一部改正等に関する請願

請願者 岡山県庁内社団法人岡 山県中小企業連盟会 長 小林一雄外一名

消防団の機能を完全に發揮するため、(一)各種消防施設に対する国庫補助を大幅に増額すること、(二)消防費に対する平衡交付金を増額すること、(三)消防施設に対する起債を増額すること等と、(四)消防の機構強化を図ること等の実現について善処せられたいとの請願。

第一九六号 昭和二十六年十二月十七日受理
地方税法中一部改正等に関する請願

請願者 岡山県庁内社団法人岡 山県中小企業連盟会 長 小林一雄外一名

紹介議員 加藤 武徳君 黒田 英雄君

中小企業者の税負担は、すでに限界に到達しているから、(一)附加価値税をすみやかに実施すること、(二)やむを得ず附加価値税の実施を延期する場合は、事業税の基礎控除を最低八万円とし、税率を第一種第二種とも百分の八程度に引き下げること、(三)事業税所得額の決定は所得税の調査を基礎とすること等について地方税法の一部を改正することともに中小企業等協同組合法の改正および中小企業庁の存続、中小企業振興委員会の設置について善処せられたいとの請願。

第一九七号 昭和二十六年十二月十七日受理

自動車税軽減等に関する請願
請願者 大分県大分市大道町一丁目大分県自家用自動車組合連合会内 藍沢 実蔵

紹介議員 一松 政二君

この度政府は地方税法の改正に伴い、自動車税を自家用と営業用とに別別し、税率の引き上げを企図している由であるが、かかる改正案はわが国自動車界に一大暗影を投じ、ひいては諸産業の衰微を招来するものとなるから、自動車税については現行法通り自家用、営業用の区別を撤廃するとともに税率引き上げには反対であるとの請願。

第五三三号 昭和二十六年十二月十七日受理

平衡交付金増額等に関する陳情(五通)
陳情者 山梨県中巨摩郡鏡中條村

議会議長 名取幸七外四名

本年度平衡交付金仮決定をみると政府は府県にのみ重点をおき、町村配分額は昨年度に比して多大の減額となり、山梨県においては平均二割四分、即ち一町村平均五十三万の減額となり、このまま推移すれば六・三割教育は危地に陥り、認済済の災害復旧工事を含む公共事業は全く実施不可能となる外、町村道の管理、維持、厚生保険施設の放棄等憂慮すべき事態を生ずるおそれがあり、さらに職員の給与ベース改訂等もほとんど実施不能となるから、平衡交付金六十四億七千四百万円、起債九十九億九千万円、補助金二十八億三千四百万円に、それぞれ増額せられたいとの陳情。

第六五号 昭和二十六年十二月十七日受理

平衡交付金増額等に関する陳情(十四通)
陳情者 愛知県額田郡福岡町議会議長 三浦太郎外十五名

物価の高騰、経済情勢の変動に伴う人件費、物件費の増大、法令の改変による委任事務の膨脹、災害による臨時経費の増大等により、町村財政の運営は困難を極めておるから、地方自治本来の使命達成を図るため、地方財政平衡交付金の増額および起債わく拡大について適切な処置を講ぜられたいとの陳情。

第七七号 昭和二十六年十二月二十日受理

平衡交付金増額等に関する陳情
陳情者 山梨県中巨摩郡巨摩町議會議長 中込国治

この陳情の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二三三三号 昭和二十七年一月十六日受理

平衡交付金増額等に関する陳情(六通)
陳情者 山形県東田川郡横山村議會議長 飯井順次外五名

第七五号 昭和二十六年十二月二十日受理

特別市制反対に関する陳情(五通)
陳情者 大阪府南河内郡狹山町長 田中俊逸外百六十名

目下五大都市においては、特別市の実現を目指して猛烈な運動を展開しているが、同市制は、大都市だけの利益を図り、町村を不利にするばかりでなく、残存地域ならびに市町村は財政的に困窮し、存立に脅威を受ける等諸種の弊害を生ずるから、同市制に反対であるとの陳情。

第七六号 昭和二十六年十二月二十日受理

自動車税軽減等に関する陳情
陳情者 愛知県名古屋市中区和東郊通九ノ一五愛知県自家用自動車組合連合会内 山中清一

この度政府は地方税法の改正に伴い、自動車税を自家用と営業用とに別別し、税率引き上げを企図している由であるが、かかる改正案はわが国自動車界に一大暗影を投じ、ひいては諸産業の衰微を招来するものとなるから、自動車税については現行法通り自家用、営業用の区別を撤廃するとともに

税率引き上げには反対であるとの陳情。

第八四号 昭和二十六年十二月二十四日受理

自動車税軽減等に関する陳情
陳情者 静岡県吳服町二ノ八静岡県自家用自動車組合連合会内 岩山儀作外二十五名

第二三四号 昭和二十七年一月十六日受理

入場税等を市町村に移譲するの陳情
陳情者 愛媛県松山市議會議長 芳野恒英

すでに地方行政調査委員会の第二次勧告においても、市町村の財政的崩壊の情勢からしてさらに税源を賦與し、真に地方自治の確立を完達しなければならぬという地方自治擁護の建前から入場税、遊興飲食税等の市町村移譲の必要が要請されているから、この際これらの税源をすみやかに市町村へ移譲せられたいとの陳情。

第一四四号 昭和二十七年一月十七日受理

公営電気事業の起債わく拡大に関する陳情
陳情者 宮崎県議會議長 日高弥一

総合開発事業の一環である公営電気事業は、その資金をほとんど大蔵省の運用部資金に依存している状況である。しからば昭和二十七年においては、電気事業の資金に予定されている二百億円の内百億円が民間電気事業に転用さ

れるため公営電気事業に対しては五十億円となるよりであるが、従来民間電気事業の資金は見返資金および産業資金によることになっていたのであるから、民間電気事業会社に資金を転用することは反対であるとともに、公営電気事業の資金が僅か五十億円では事業計画遂行に多大の支障をきたすから公営電気事業資金の起債わくを拡大せられたいとの陳情。

昭和二十七年二月五日印刷

昭和二十七年二月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁